

役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター（以下「この法人」という。）の倫理規程第7条第3項に規定する役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の理事及び監事（以下、「役員」という。）に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に書面で申告するものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年定期的に、当該役員兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前3条の規定に基づく申告を受けた場合、代表理事は、申告内容の確認を徹底した上、他の役員と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項における適正化等措置とは、この法人と役員との利益が相反する可能

性がある団体に関する議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、法人事務局にて管理する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別紙

- 1 この法人が行う助成事業等の申請団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「資金分配団体等」という。）の役員またはこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。
- 2 この法人が行う助成事業等の申請団体又はその役員もしくはこれに準ずる者若しくは職員等（以下「助成事業等の申請団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、助成事業等の申請団体又は助成事業等の申請団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- 3 助成事業等も申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から金銭の貸付（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 4 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から未公開株式を譲りうけること。
- 5 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から供応接待を受けること。
- 6 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員として、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。

